

●香川県告示第160号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び香川県港湾管理条例（昭和31年香川県条例第9号）第21条第2項の規定に基づき、平成25年3月22日指定管理者を次のとおり指定した。

平成25年3月26日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 天 雲 俊 夫

公の施設の名称	指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地	指定の期間
キャッスルプロムナード駐車場	シンボルタワー開発株式会社 高松市サンポート2番1号	平成25年7月20日から 平成28年3月31日まで